（参考）

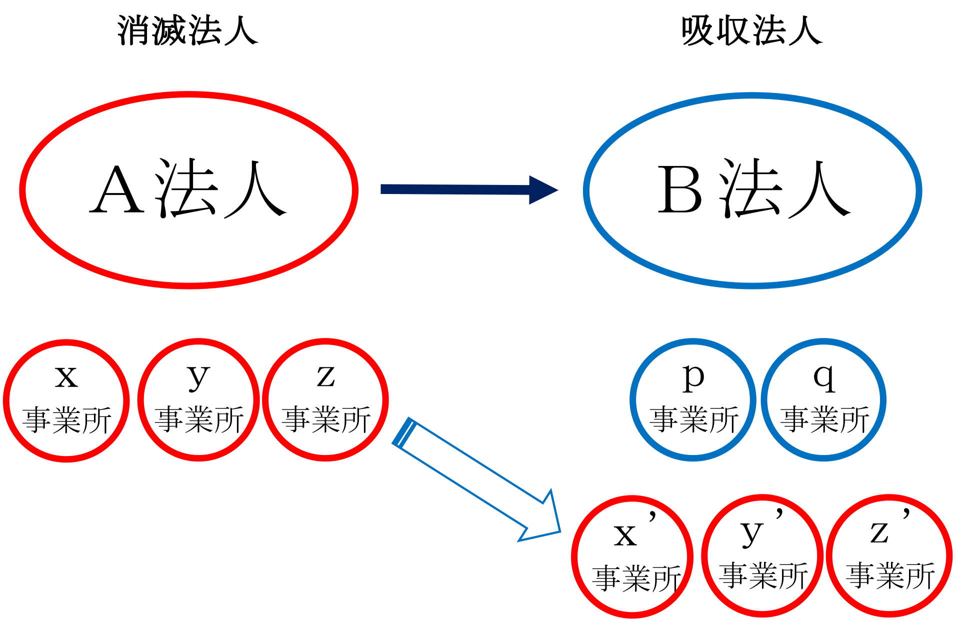

上記のような場合、x・y・z事業所は、A法人の運営する事業所としての廃止届を提出し、B法人の運営する事業所として新規指定申請をしていただくことになります。

その際、事業所の職員に変更がない等、吸収合併の前後で事業所が実質的に継続して運営される場合は、別添事務連絡の表２③のとおり、一部の事項については、A法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更がなければ、当該事項に係る書類の提出を省略することができます。

一方、p・q事業所は、吸収合併に伴いB法人の名称や主たる事務所の所在地等に変更があれば、変更届出書の提出が必要です。

※　吸収分割、新設合併及び新設分割の際も同様です。

※　上記は令和７年１月１日時点での取扱いです。今後、国Q＆A等が発出された場合はその取扱いによることとなります。

Q.　A 法人が B 法人に吸収合併され、吸収合併の日に A 法人の事業所を B 法人が引き継ぐ場合は、B 法人の事業所として新規に申請指定を行うのか。それとも変更届の提出（申請者の名称変更等）により扱って差し支えないか。

A.　B 法人の事業所として申請に基づき指定を行う必要があります。

なお、吸収合併の日と指定の日に差が生じてサービス提供の空白期間が発生し、利用者が不利益を被ることのないよう余裕をもって申請を行ってください。

Q.　有限会社（合同会社）が株式会社へ組織変更を行う（人員、設備基準に変更なし）場合、株式会社として新規に申請指定を行うのか。人員、設備基準には変更がないことから変更届の提出により扱って差し支えないか。

A.　会社の組織変更の場合、会社の法人格は前後同一であるため、変更届によることとして差し支えありません。